

所属所長 殿

公立学校共済組合岡山支部長  
( 公 印 省 略 )

育児休業手当金の支給期間の延長に係る取扱いについて

このことについて、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部が改正され、次のとおり施行されますのでお知らせします。

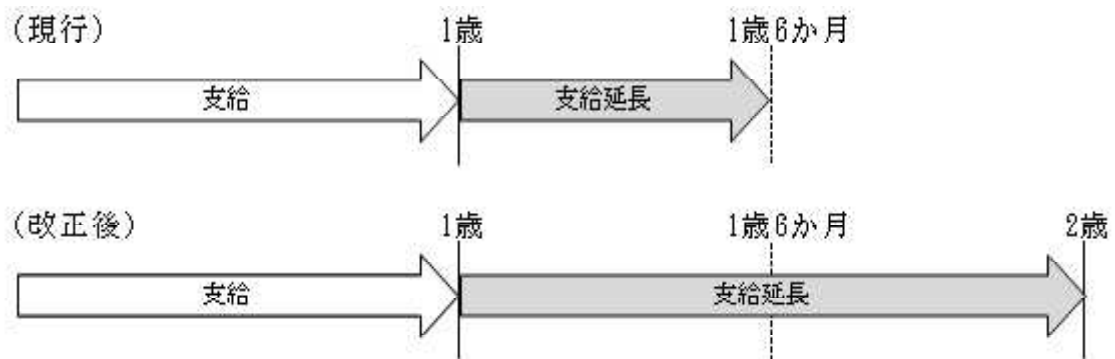
については、組合員への周知方よろしく申し上げます。

記

1 改正内容

育児休業手当金の支給期間は、育児休業に係る子が原則1歳に達する日までの間、支給されることとなっており、その子が1歳に達した日後の育児休業の期間について、保育所に入所できない等総務省令で定める場合（以下、「特別の事情」という。）に該当するときは、その子が1歳6か月に達する日までの間、支給期間を延長することができることとされている。

今回の改正により、育児休業に係る子が1歳6か月に達した日後の期間についても引き続き特別の事情に該当するときは、子が2歳に達する日まで支給期間を延長することができることとされた。



2 施行日

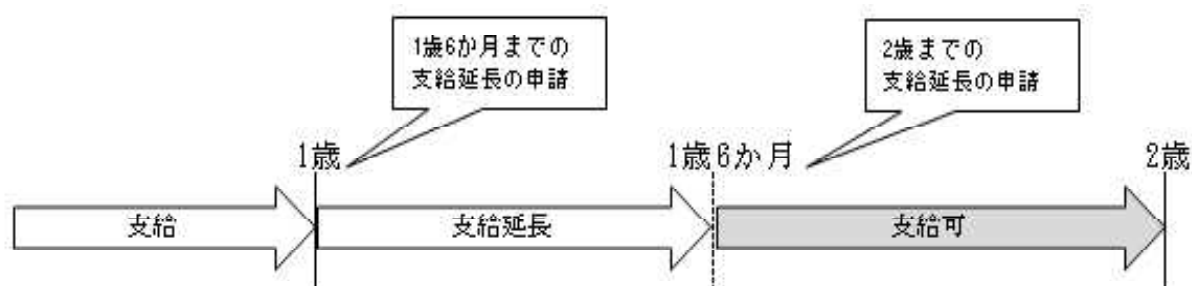
平成29年10月1日（以下「施行日」という。）

### 3 適用関係及び取扱い

(1) 施行日以降に2歳に達する子（平成27年10月2日以降に出生した子）に係る育児休業について適用となる。

また、支給延長の対象者は、子が1歳に達する日後から1歳6か月に達する日までの全期間において、育児休業手当金の支給要件(特別の事情に該当)を満たす者である。

(2) 子が1歳6か月に達した日後から2歳に達する日までの期間について、子が1歳6か月時点において、原則として1歳時点に行う手続きと同様の申請が必要となる。



(3) 子が1歳に達した日後の期間においても育児休業を取得しているが支給要件(特別の事情)に該当しないため、育児休業手当金が支給されていなかった場合は、延長の対象者とはならない。

#### <参考>

「総務省令で定める場合（特別の事情）」とは、

- ① 育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- ② 常態として育児休業に係る子の養育を行っている配偶者であって、当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが、次のいずれかに該当した場合
  - イ 死亡したとき。
  - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
  - ハ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。
  - ニ 6週間（多胎妊娠にあつては14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。